

市第96号議案

横浜市小児慢性特定疾病審査会条例の制定

横浜市小児慢性特定疾病審査会条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市小児慢性特定疾病審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき設置する横浜市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていなければ、市長が行う。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 会長は、審査会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、健康福祉局において処理する。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、横浜市小児慢性特定疾病審査会に
関し必要な事項を定めるため、横浜市小児慢性特定疾病審査会条例
を制定したいので提案する。

参 考

児童福祉法（抜粋）

第19条の3（第1項から第3項まで省略）

都道府県は、第1項の申請があった場合において、医療費支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第1項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

（第5項から第11項まで省略）

第19条の4 前条第4項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、小児慢性特定疾病審査会を置く。

（第2項から第4項まで省略）

第59条の4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（第2項から第4項まで省略）